

島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後			改正前		
島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱			島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱		
1～6〔略〕			1～6〔略〕		
別表1			別表1		
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(5)〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)～(5)〔略〕	〔略〕	〔略〕
(6) 医療施設近代化施設整備事業	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 診療所</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり4,270千円</p> <p>×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア、イ 〔略〕</p>	〔略〕	(6) 医療施設近代化施設整備事業	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 診療所</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり3,965千円</p> <p>×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア、イ 〔略〕</p>	〔略〕

	<p>ウ 浴室</p> <p>浴室 1 か所当たり</p> <p><u>12,482</u>千円</p> <p>ただし、特に県知事が必要と認める場合は、<u>24,967</u>千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）</p> <p>× 1 床当たり単価</p> <p>（1 床当たり単価）</p> <p>新築 <u>4,410</u>千円</p> <p>改築 <u>5,291</u>千円</p> <p>改修 <u>2,205</u>千円</p> <p>イ [略]</p>			<p>ウ 浴室</p> <p>浴室 1 か所当たり</p> <p><u>11,590</u>千円</p> <p>ただし、特に県知事が必要と認める場合は、<u>23,182</u>千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）</p> <p>× 1 床当たり単価</p> <p>（1 床当たり単価）</p> <p>新築 <u>4,095</u>千円</p> <p>改築 <u>4,913</u>千円</p> <p>改修 <u>2,047</u>千円</p> <p>イ [略]</p>	
--	--	--	--	--	--

(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>47,500</u> 円	[略]
	(2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 基準面積 2,300㎡× <u>225,500</u> 円	[略]
	備蓄倉庫1か所当たり <u>49,578</u> 千円	[略]
	自家発電設備1か所当たり <u>161,049</u> 千円	[略]
	受水槽1か所当たり <u>148,413</u> 千円	[略]
	ヘリポート1か所当たり <u>85,559</u> 千円	[略]
	給水設備1カ所当たり <u>69,790</u> 千円	[略]
(8)救命救急センター施設整備事業	燃料タンク1か所当たり <u>32,184</u> 千円	[略]
	[略]	[略]
	ヘリポート1か所当たり <u>85,559</u> 千円	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]

(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>44,100</u> 円	[略]
	(2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 基準面積 2,300㎡× <u>209,400</u> 円	[略]
	備蓄倉庫1か所当たり <u>46,033</u> 千円	[略]
	自家発電装置1か所当たり <u>149,535</u> 千円	[略]
	受水槽1か所当たり <u>137,802</u> 千円	[略]
	ヘリポート1か所当たり <u>79,442</u> 千円	[略]
	給水設備1カ所当たり <u>64,800</u> 千円	[略]
(8)救命救急センター施設整備事業	燃料タンク1か所当たり <u>29,883</u> 千円	[略]
	[略]	[略]
	ヘリポート1か所当たり <u>79,442</u> 千円	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]

	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×47,500円	[略]
(9) アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり 50,000円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	[略]
(10) [略]	[略]	[略]
(11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備1か所当たり 161,049 千円	[略]
	受水槽1か所当たり 148,413 千円	[略]
	給水設備1か所当たり 69,790 千円	[略]
	燃料タンク1か所当たり 32,184 千円	[略]
(12) 医療施設等耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×47,500 円 (2)ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医	[略]

	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×44,100円	[略]
(9) アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり 46,400円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	[略]
(10) [略]	[略]	[略]
(11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備1か所当たり 149,535 千円	[略]
	受水槽1か所当たり 137,802 千円	[略]
	給水設備1か所当たり 64,800 千円	[略]
	燃料タンク1か所当たり 29,883 千円	[略]
(12) 医療施設等耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×44,100 円 (2)ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医	[略]

	療施設は除く) 基準面積 2,300 m ² × <u>225,500</u> 円	
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>36,300</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m ² × <u>172,300</u> 円	
	平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円	

(注) 1～3 [略]

	療施設は除く) 基準面積 2,300 m ² × <u>209,400</u> 円	
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>33,700</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m ² × <u>160,000</u> 円	[略]
	平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>44,100</u> 円	[略]

(注) 1～3 [略]

別表2 1 平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	192,600
		ブロック	167,300
		木造	192,600
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (8) 救命救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	273,000
(3) 小児医療施設施設整備事業 (5) 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,200
	診療棟	鉄筋コンクリート	273,000
		ブロック	238,700
(4) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,200
(6) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,200
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	183,200
		ブロック	159,300
		木造	183,200
		診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート
	ブロック		171,100
	木造		196,300

(注) 1～2 [略]

別表3、4 [略]

別表2 1 平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	178,800
		ブロック	155,300
		木造	178,800
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (8) 救命救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	253,500
(3) 小児医療施設施設整備事業 (5) 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	227,100
		ブロック	198,000
	診療棟	鉄筋コンクリート	253,000
		ブロック	221,600
(4) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	227,100
		ブロック	198,000
(6) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	227,100
		ブロック	198,000
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	170,100
		ブロック	147,900
		木造	170,100
		診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート
	ブロック		158,900
	木造		182,300

(注) 1～2 [略]

別表3、4 [略]

(交付の条件)

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
ア、イ〔略〕
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

7. (4) ~14〔略〕

附則（平成19年9月28日医第648号）～

附則（令和5年1月31日医第1295号）

附則（令和5年12月1日医第1061号）

1. この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
2. 令和4年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙1～別紙7〔略〕

(交付の条件)

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
ア、イ〔略〕
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。

7. (4) ~14〔略〕

附則（平成19年9月28日医第648号）～

附則（令和5年1月31日医第1295号）

〔新設〕

別紙1～別紙7〔略〕